

平成27年度第4回流山市行政区域制度審議会会議録

1 日 時 平成27年6月30日（火）午後2時～2時50分

2 場 所 流山市役所 第2庁舎3階 305会議室

3 出席委員

山崎委員（会長）	大貫委員（職務代理者）
木村委員	大河原委員
星野委員	福山委員
宇佐見委員	中山委員
國井委員	清水委員
浅賀委員	石田委員
鈴木委員	森屋委員
小糸委員	上野委員

4 欠席委員 畠山委員

5 出席職員 井崎市長

（事務局） 水代総務部長、逸見総務部次長兼総務課長

豊島総務課長補佐、大竹主事

秋元西平井・鱒ヶ崎地区区画整理事務所次長

須郷コミュニティ課長、斉藤コミュニティ課長補佐

6 議 題

（1） 西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正案について（諮問）

（2） その他

7 傍聴者 なし

《山崎会長》

皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
ございます。

では、ただいまから、第4回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

はじめに、本日の会議の成立について申し上げます。流山市附属機関に関する条例第5条の規定により、附属機関の会議は、委員の半数以上の出席により成立するとされています。

本日の会議は、委員17名中16名の出席、1名（畠山委員）の欠席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、本審議会の議事録作成のため、録音及び撮影をさせていただきますことをご了承ください。

それでは、会議次第にしたがって、会議を進行してまいりたいと思います。まず、次第書2番「異動に伴う委員及び職員の紹介」について、事務局から説明をお願いします。

《逸見総務部次長》

審議会事務局 総務部次長の逸見でございます。

改めて本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。
次第書2番「異動に伴う委員及び職員の紹介」について、説明させていただきます。

前回、平成26年2月5日に開催された第3回流山市行政区域制度審議会から、本日までの間、異動に伴う委員及び職員の変更がございました。

そのため、新規に委嘱された委員の皆様、又、従前から委嘱を受けている委員の皆様ともに、改めまして私から紹介をさせていただきます。

<委員の紹介>

次に、関係課職員、事務局職員についても、異動に伴う職員の変更が

あったことから、改めて紹介をさせていただきます。

< 関係課、事務局職員の紹介 >

委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

《 山崎会長 》

ありがとうございました。

続きまして次第書3番「議題」の(1)西平井・鰭ヶ崎地区及び鰭ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正案について(諮問)に入ります。

はじめに、事務局からお願ひします。

《 逸見総務部次長 》

それでは、井崎市長から山崎審議会会長に諮問書の交付をさせていただきます。

《 市長 》

皆さん、こんにちは。

本日は、公私にわたり大変お忙しい中、行政区域制度審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

日頃から、本市の行政全般に対しまして、格別なる御理解と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、平成26年2月10日付けで、「西平井・鰭ヶ崎地区及び鰭ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更について」答申を得ていますが、その答申書の中で「今後、鰭ヶ崎・思井地区の区画整理事業において、区画道路等の形状の変更が行われる場合には、再度当該区域に係る字の区域及び名称の変更の見直しを検討し、必要に応じて諮問を頂くことを望む」と記載されております。

今月26日に、鰭ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業において、事業計画変更の認可公告をしました。今回の事業計画変更の内容は、道路及び緑地の形状の見直しを行うものであり、鰭ヶ崎と思井の字界に

道路が設置される計画となっています。

この事業計画変更に伴い、地域住民の慣れ親しんできた名称「思井」を残す形で修正した案を作成したところです。

今回皆様に、字の区域及び名称の変更の修正案についてのご意見を求めますので、慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

<市長から審議会会長に諮問書を渡す>

《逸見総務部次長》

委員の皆様には諮問書の写しをお配りいたしますのでお待ちください。

<委員に諮問書の写しを配る>

市長は公務のため、本日はこれを持ちまして退席とさせていただきますのでご了承ください。

<市長退出>

次に、本日の会議資料を確認します。なお、会議資料については、開催通知郵送時に同封させていただいております。お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

<意見なし>

それでは、確認いたします。

資料1として「西平井・鱒ヶ崎地区、鱒ヶ崎・思井地区字名変更案」、資料2として「流山都市計画事業鱒ヶ崎・思井地区一体型特定土地区画整理事業土地利用計画図（変更案）」、資料3として「西平井・鱒ヶ崎地区、鱒ヶ崎・思井地区字名変更 修正案」、資料4として「鱒ヶ崎・思井一体型特定土地区画整理事業の事業計画変更スケジュール並びに西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区における字の区域及び名称の変更スケジュール（案）」、資料5として「行政区域制度審議会委員名簿」、ま

た、参考として「西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区における字の区域及び名称の変更の修正案について」の計6種類になります。

よろしいでしょうか。

<意見なし>

次に、今後の手続について申し上げます。字の区域及び名称の変更については、地方自治法第260条に基づき手続を進めてまいります。

最終的には市長が市議会の議決を経て定めますが、本市では、定めるにあたって行政区域制度審議会に諮問し、答申をいただくという形でご意見を求めています。

先ほど、市長から諮問書という形で当審議会に意見が求められましたので、当審議会から、字の区域及び名称の変更の修正案を市長に答申することとなります。答申の時期につきましては、本審議会の委嘱期間が平成27年8月18日までであることから、平成27年7月中を考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問の内容につきましてご説明いたします。

諮問書では、つくばエクスプレス沿線整備事業における西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正案につきまして、当審議会に意見を求めるものです。

次に、当審議会に答申として提出を求められている事項ですが、「西平井・鱒ヶ崎地区及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正案について」です。

修正案の内容及び資料の概要につきましては、参考資料を一読させていただきますので、別紙1～4及び参考をご覧いただきながら、区域、名称についてご確認ください。

<参考資料を一読する>

なお、資料No.4につきましては、鰯ヶ崎・思井一体型特定土地区画整理事業の事業計画変更スケジュールの内容が資料送付時とでは時間が経過しているため、現在の進捗状況について事業担当課である西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所の秋元次長から説明いたします。

《秋元西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所次長》

資料4の右上平成27年度欄をご覧ください。

事業計画変更の手續について、平成27年5月14日から27日まで2週間縦覧を行いまして、その後意見書の提出がなかったことから、6月17日に千葉県へ変更の認可申請を行いまして、6月24日に県から変更の認可が下りたところです。それを受けまして、6月26日に事業計画変更の認可公告を行っております。

スケジュールにおきましては、7月中旬の認可公告を予定しておりましたが、6月26日をもって、事業計画変更の手續きは全て終了しております。

《逸見総務部次長》

以上が、諮問の内容です。

これらにつきまして、本日、質疑やご意見を伺いまして、それらを反映した答申案を、次回お示しさせていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

《山崎会長》

諮問についての説明が終了しました。

本日の質疑、ご意見を反映した答申案を次回は示したいということで、皆様の忌憚のないご意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

《石田委員》

鰯ヶ崎一丁目、二丁目、思井の区域について、区画整理でもう少しわかりやすくできないでしょうか。私たちはいいですが、子供や孫が、鰯ヶ崎の字界について説明しにくいと思います。例えば、西平井のように、

一丁目、二丁目、三丁目、この道路から字界であると、誰が見ても説明がつかず。そういう点で、これが区画整理だと思えます。

本来であればNo. 1（当初案）のままでやるべきですが、名称を残していただきたいということでこのような形になったのでしょうか、あまりにも入り組んでいるので、これ以上はどうにもならないのですか。

もっと先の代になった時、大きな区画整理があったのに、なぜこのような入り組んだ形にしたのか、市役所に聞きに来ると思えます。もう少し何かなかったのか、その辺の説明をお願いしたい。

いろいろ緑地や道路の関係のお話がありましたが、ものすごく入り組んでいると思えます。もう少しはっきりした形にできなかったのか、その辺のところの説明をお願いしたいです。

《山崎会長》

当初からそのような意見はあったかと思えます。

《石田委員》

本来だと、区画整理というと、私は今、西平井自治会にお世話になっているのですが、西平井のような誰にでも説明できるようにすることが区画整理だと思えます。新しい案を見て、もう少しあれかと思ったけれども、入り組んだ形になっているので、それを感じました。

《山崎会長》

それに対するご意見、ご回答はございますか。

石田委員のおっしゃるように、大きい道でやっていけばわかりやすいでしょう。しかし、鱈ヶ崎は既存の家をあまり動かさないで区画整理しているということもあるものですから、西平井地区のようにまるっきり埋め立てて、造成して、新しく道路を作ったというところではないこともあると思えますので、その辺の難しさがあると思えます。

何か意見はございますか。

《大河原委員》

学区も変わるのではないのでしょうか。

《山崎会長》

学区は変わらないのではないですか。私もそこまで把握していないので、はっきりとは言えませんが。既存の自治会としても変わらないでしょうし、もちろん学区は教育委員会などもからめた話になりますので、今の段階では答えられないと思います。

今、石田委員が言われたように、字界が入り組んでいるので今のうちになんとかならないのか、ということだと思いますが、いかかでしょうか。

《大河原委員》

線引きが前のようにはっきりできなかつたのかと思います。

《石田委員》

思井の方の意見があつたのだろうと思いますが。

《山崎会長》

それはありますね。思井という名称を、その辺を最大限に生かすという意味合いからどうしてもこのような線引きになってしまったということなどがあつたと思います。

《石田委員》

わかりました。

《山崎会長》

ありがとうございました。

他に、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

《清水委員》

鰯ヶ崎一丁目、二丁目について、地図上で上の部分が二丁目、下の部分が一丁目になっており、もし将来的に三丁目ができるとしたら、大字鰯ヶ崎の南の方になると思いますが、その場合、南から二丁目、一丁目、三丁目となってしまう、一丁目と二丁目を逆の方が自然だと思います。

いかがでしょうか。

《山崎会長》

駅に近い方からということだと思います。

《豊島補佐》

基本的には、駅に近い方から時計回りに、という形で設定しております。

《清水委員》

わかりました。

《山崎会長》

駅に近い方から、時計周りですね。

《清水委員》

そうしますと、西平井については、逆になりませんか。

《豊島補佐》

西平井については、平和台駅を基準に設定しています。

《清水委員》

駅がどこにあるか、少しわかりにくいです。

《山崎会長》

そういう提案もあるということでご記憶いただきたい。

他には、いかがでしょうか。

《木村委員》

宮園1丁目の三角地形の部分について、最初からこれでよかったのではないかなと思います。改めてこちらを入れたというのは、どのようなことでしょうか。

《豊島補佐》

こちらが宅地として残ってしまうものですから、当初、例えばここに家を建てる場合、宮園1丁目の部分と当初鱈ヶ崎の一丁目でしたので、そこだけが、二つの字になってしまうということです。基本的には道路で分けますから、そうすると、この土地の方だけが、半分が宮園1丁目で、半分が当初鱈ヶ崎一丁目でしたから、鱈ヶ崎一丁目という2つの字になってしまいます。それを避けるために、道路の右側、この三角形の部分を宮園1丁目に変更することによって、丸々宮園1丁目に変更されるということで修正しています。

《山崎会長》

既存の道路はなしになるのですか。

《豊島補佐》

はい。

《山崎会長》

他には、いかがでしょうか。

《福山委員》

先ほど石田委員の方からおっしゃっていましたが、思井や宮園を入れた案をまた元に戻すというようなことを話されていたので、お話しするのですが、石田委員のおっしゃっているように、鱈ヶ崎の道路わきのこの辺は道路を境にして。何か不自然だと思えます。このような時に思い切ったことをやらないと、あまり地権者のということばかり聞いていても、審議委員の我々の色んな、こういう、せっかく出席しているのに、何なのこれとは、自分があまり関係ないから言えるのかもしれませんが、色々努力をされてこのような線引きをされているのでしょうか、もう一度石田委員がおっしゃっていたことを皆さんで考える必要があると思いますがどうですか。

《山崎会長》

思井自治会の方、どうでしょうか。

《福山委員》

これは誰が見ても、よくよく考えると、それまでも同じですが、宮園1丁目のそのような話、あれは道路がないのに、このような赤線をつけていて、その土地はどちらに行くのかとなった場合に、今後、道路を挟んでこうだよという形に、してあげておいた方が、と思います。これは何か不自然だと思います。

この一番下の、道路ではない部分、が言っているところです。スライドを用意して映すような形でしていただければ、皆で協議がしやすいです。この鱈ヶ崎一丁目と二丁目の境のあたりに道路がなくて、赤線で引いている、鱈ヶ崎二丁目と思井の境の部分についてです。

《豊島補佐》

そちらにつきましては、No. 2土地利用計画図（変更案）をご覧ください。

新設の道路の下の斜めの部分については、No. 2を見ると、都市計画道路3・4・9号線の上の部分です。3号緑地ということで、こちらは将来的に流山市の緑地になりますので、その部分を字界としています。

《福山委員》

わかりました。

《豊島補佐》

最終的に、今回のこのような形にしたのは、今現在お住まいになっている鱈ヶ崎の方達を、なるべく鱈ヶ崎の地名を残す、そこを要するに思井と鱈ヶ崎の区域で分けたいという形で、今回、道路が新設され、それから緑地の形状の変更がございましたので、それに伴ってここを設定したという形になっております。

《山崎会長》

本来であれば、まっすぐな形の方が一番様々な方が理解しやすいとは思いますが、現状、思井の地番がついている部分もありますので、

その辺どうしても気にされる方もあるということで。少し字界が複雑になってしまったというところではあります。

《木村委員》

地元の方達の意見を伺いたいです。

《山崎会長》

できたらご意見をいただければありがたいと思います。

《大貫委員》

思井としては、昔からの、私もそうですが、従来の地名がずっと来ていますので、思井としての地名を残していただきたいということで、この前意見書として出させていただきました。その結果に基づいて、こういった案が出ているのだと思います。

今、思井は、運動公園周辺でも区画整理を行っているので、そちらの名称は、また最終的には審議会を開いて、そちらの方の意見を聞いて、新たな名称を作るか、今までの思井や中など旧の名称を使っていくのかは、改めて審議していくような形をとるそうです。

《山崎会長》

複雑な意見が、色んなご意見があるのでしょうかね。

《大貫委員》

私としては、ぜひともこの案で決めていただければ、ありがたいと思います。

《大河原委員》

でも、全体の流山市の地図を作った場合に、このような線引きだと変に思われる。この図だけで見れば、線引きでわかりますが、全体の日本地図に載ったりすると。ずっと変わらないのでしょうか。この場で決めてしまったら。将来的にずっと。

《大貫委員》

運動公園の名称変更をする場合、思井一丁目となっていますが、その辺りの変更が可能なのですか。

《豊島補佐》

最終的に、運動公園の方は、現在平成31年度に審議会を設置する予定です。事前に運動公園の事業施行者の千葉県流山区画整理事務所にはお話をしています。総合的に調整したいという形で、対応したいと思っています。

《大河原委員》

先のことだからわからないということですか。

《豊島補佐》

その時点で、また字名を変える可能性はあるということです。

《山崎会長》

暫定的、という形ではないのですよね。

《豊島補佐》

今は、一番いい形で残したいということで、思井の一丁目にする事によって、新しい地番が振れるということもありますし、今思井のまま残すということになりますと、運動公園の方の最後の地番の、次の番号から使うことになりますから、そうするとせっかく区画整理事業をしたのに地番が新しくなりません。最終的に思井一丁目にする事によって、運動公園周辺地区の方と今残っている思井と思井一丁目で大字名を変えるということは、その時点で対応はできます。地番は変わりませんが、大字名を変えることはできます。そのまま残すか、あるいは、総合的に判断して丁目をずらしたり、もともとの大字名を変更したり、その辺の検討はできるということです。

《山崎会長》

運動公園の進行状況によって多少の変化はあるということによろしい

でしょうか。

《豊島補佐》

そうです。

《山崎会長》

皆さまにご意見を出していただき、文書でまた再度提出をお願いするのですが、その時にまた、新たなご意見も書いていただいていたかなと思っています。意見は色々出していただいておりますけれども、何かまた、ご意見があれば、文書で出していただければと思います。

そのようなことで、鰯ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更の修正案について、今色々意見を出していただきまして、変更案があれば修正をしていくということで、今申し上げましたように、字の区域と名称について、皆さんの意見を出していただくということでお願いをしていますが、ここでまとめるか、あるいは、皆さん個人個人の意見として、文書で提出してもらおうという形を考えていますが、それぞれにご意見があると思いますので、ご意見を書いて提出をしていただくということで、決めていきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

＜異議なし＞

それでは、意見書の配布をお願いします。

《逸見総務部次長》

それでは、まず意見書及び返信用封筒を配布させていただきます。

＜意見書及び返信用封筒の配布＞

こちらの様式に、必要事項を記入の上、各項目について、同意する、又は、同意しないに丸をつけていただき、意見等がある場合には、空欄にご記入をお願いします。

なお、この意見書は、答申案を作成するための意見聴取であり、出来上

がった答申案を次回の審議会で審議をしていただき、採決する流れになります。

提出期限は、7月13日（月）必着となっております。期限が短く申し訳ありませんが、意見のとりまとめをしていただきたく、皆さまご提出のほどよろしくお願いいたします。

《山崎会長》

皆様のご意見をご記入の上、ご提出お願いします。

それでは、次の議題（２）「その他」に移ります。
事務局から何かありますか。

《逸見総務部次長》

次回の審議会の日程について、お話させていただきます。次回の審議会は、7月28日（火）午後2時から、市役所第1庁舎3階庁議室で開催したいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

なお、次回の開催のご案内は、答申案等次回会議の資料とともに、後日、会長名で送らせていただきますので、今回と同様に事前にご確認いただいた上、ご持参くださいますようお願いいたします。

7月13日（月）の意見書の提出を受けてから、答申案を会長及び職務代理者と相談しながら作成いたしますので、開催のご案内が遅くなりますことをあらかじめご了承くださいたく存じ上げます。

最後になりますが、本日の会議の会議録等につきましては、1か月以内に整理した後、山崎会長及び大貫職務代理者の決裁を受けてから、市のホームページや情報公開コーナーで公表してまいります。

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

《山崎会長》

長時間にわたり貴重なご審議をいただき、誠にありがとうございます

た。皆様からのご意見は、今後、十分反映させていただきたいと思えます。

また、先ほど事務局から説明があったとおり、次回の審議会は答申案について審議し、採決するという流れになる予定です。

審議会のルールとして最終的には採決となりますので、委員の皆様には、是非ともご出席くださるようよろしくお願いいたします。

本日は、ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。